

## 事例検討会のご案内

## 法人税

東京税理士懇話会  
認定番号：No. 54

平素は税理士懇話会をご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。  
下半期事例検討会は、動画配信形式で開催いたします。詳しくは下記「開催要項」をご覧ください。

## 法人税事例検討の内容(予定)

## 【役員給与等】

- 事例1 定期同額給与（三月经過日等までの改定、臨時改定事由等）  
事例2 事前確定届出給与（届出書の記載内容、届出書の記載金額と支給金額の相違、届出給与以外の賞与の支給、事業年度を変更した場合、臨時改定事由）  
事例3 役員退職金（損金算入時期、利益剰余金の減少による支給）

## 【貸倒損失、寄附金、その他費用等】

- 事例4 貸倒損失（貸倒損失の計上時期等、破産手続きの廃止）  
事例5 寄附金（法基通9-4-1の「相当の理由」、金型取引）  
事例6 建設現場等から発生した建設発生土（残土）

## 【減価償却、設備投資減税】

- 事例7 旧定率法から旧定額法へ償却方法を変更した場合  
事例8 自社利用ソフトウェアの取得価額等  
事例9 少額減価償却資産の範囲  
事例10 中小企業経営強化税制（対象設備、即時償却の適用、補助金の圧縮記帳との関係等）

## 【受取配当等の益金不算入】

- 事例11 受取配当等の益金不算入制度の適用について（控除負債利子の計算、株式の保有割合、株式等の区分、自己株式としての取得が予定されているもの）

## 【賃上げ促進税制、人材確保等促進税制等】

- 事例12 賃上げ促進税制等の適用について（雇用者給与等支給額の意義等、人材確保等促進税制の適用要件等、教育訓練費、更正の請求）

## 【組織再編成、資本等取引、グループ法人税制等】

- 事例13 組織再編成の税務処理（分割承継法人の減価償却資産の受入れ、事業譲受けをした場合の引当金の処理、100%子会社の解散に伴う別表処理）  
事例14 資本等取引の税務（種類株式に変更した場合の資本金等の金額、有償原資（現物分配）、最低資本金規制に対応するための無償増資、自己株式の取得等・消却）  
事例15 新株予約権（ストックオプション）の権利者側の会計・税務処理について  
事例16 グループ法人税制（譲渡損益調整資産の範囲等）

## 【公益法人等に対する税務】

- 事例17 一般社団法人・一般財団法人の税務（収益事業該当性、附随行為の判定、賛助会費、非営利型法人の要件、課税所得の範囲の変更等）

## 【確定申告書別表の記載の仕方等】

- 事例18 法人税申告書別表第二の記載について（特定同族会社の判定、組合が保有する場合、判定基準となる株主の順位等）

\*テキストは申込後にお送りする URL からダウンロード又は印刷してご準備ください\*

## 開催要項

講師	税理士 鈴木 修 氏 (元 大蔵省主税局総務課・税制第一課、札幌国税局第二部消費税課、公益法人協会専門委員・主任研究員、高崎商科大学特任教授)		
司会進行	税理士 佐々木 泰輔 氏		
配信期間	2023年12月21日(木) 9:00～2024年1月26日(金) まで		
受講について	◎お申込受付後にメールでお送りする「視聴用 URL」へアクセスし、同メールに記載の「パスワード」をご入力ください。 ※視聴後「受講確認フォーム」に必要事項をご入力ください。 認定研修の申請手続きに必要となります。申請される方は必ずご入力ください。		
受講料	1名様につき14,960円(税込)	受講時間	3時間程度
備考	◎東京税理士会認定手続きにつきましては、事務局（東京税理士懇話会）にて一括して申請いたしますので各自の申請は必要ありません。		

※東京税理士会認定研修の申請を希望される方は必ず税理士登録番号、支部名をご記載ください。

法人税事例検討会申込書 FAX:03-6777-3485

住所	〒		
事務所名			
TEL		FAX	
お支払い方法	<input type="checkbox"/> 郵便振替 (手数料当社負担) <input type="checkbox"/> 銀行振込 (手数料お客様ご負担)		
受講者名			
	e-mail (必須)		
	税理士登録番号※	支部名※	

東京税理士懇話会 〒100-0005 千代田区丸の内 1-8-2 鉄鋼ビルディング 19 階

mail : zeikon@zeiken.co.jp

**個人情報の取扱いについて** ご提供いただく個人情報については、当社Webサイトに掲げる「個人情報の取扱いについて」  
(<https://www.zeiken.co.jp/privacy/personal-a.html>) に基づいて厳正に取り扱います。内容をご確認の上、同意いただける場合のみ  
上記事項をご記入ください。

広告等の掲載内容、弊社電話番号についてのお問い合わせは、弊社サイト内の以下のお問い合わせフォームからお願いいたします。  
担当部門から遅滞なくメール等で折り返しご連絡いたします。→ <https://www.zeiken.co.jp/contact/request>